

村税の納期内納付にご協力ください

村税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、教育、道路整備、ごみ処理など、様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

村税を滞納する事は、納期内に納税している大多数の村民との公平性を欠くこととなります。また、村の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、納税相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収しています。

公平性の観点から、村税の滞納処分を強化しています。

◎滞納処分とは

村が滞納者の財産を差押することです。

私債権とは異なり、税を滞納している場合、村は裁判所に訴える必要なく、差押できます。

◎滞納処分(財産差押)の対象となる財産

債権—預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、
売掛金、賃料など

不動産—土地、建物

無体財産権—出資金(信用組合、農業協同組合など)

動産—絵画、自動車、バイクなど

◎納税は国民の義務です(憲法第30条)

支払能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

◎納期内納付にご協力ください

村税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も村税で負担することになります。納期内の納付にご協力をお願いします。

◎延滞金について

延滞金は、納期内納付している大多数の人との公平性から課されるもので、納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ平成29年中は年9.0%(納期限日の翌日から1ヶ月の期間は2.7%)で計算され、徴収します。

◎滞納処分までの流れ

○納税通知書発送



○督促・催告

納期限を過ぎると、法令により督促状を発送します。延滞金が発生する場合があります。

それでも納付していただけない人へは、文書や電話・訪問などで納税の催告を行います。



○財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。

なお、本人の承諾は必要ありません。



○滞納処分(財産差押)

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分(財産差押)を執行します。



○換価処分(債権取立・不動産公売)

債権は原則即時で取立します。不動産については公売(売却)により換価し、税に充当します。

納税が困難な人は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより村税の納期ごとの納付が困難な場合、または一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

※各村税の納期限は、4月に一覧表を全戸に配布いたしました。

また、「広報しようわ」でも各月の納期限を掲載しますので、ご確認ください。

連絡先 昭和村税務課 Tel 0278-24-5111 Fax 0278-24-5254

平成28年度 ふるさと納税の実績について

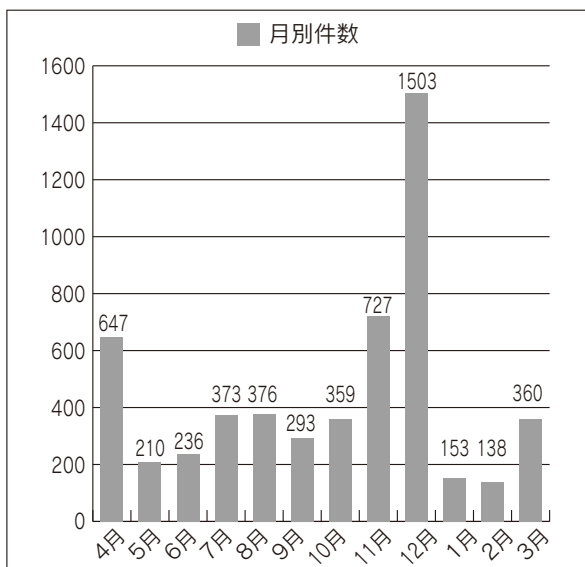
平成28年4月より、インターネット「ふるさとチョイス」・「楽天ふるさと納税」サイトを利用し、昭和村の特産品の送付事業を開始した結果、平成28年度の全国から寄せられた寄附の状況は、次のとおりとなりました。

なお、寄附金の利用については、広報しょうわ4月号でお知らせしたとおりです。

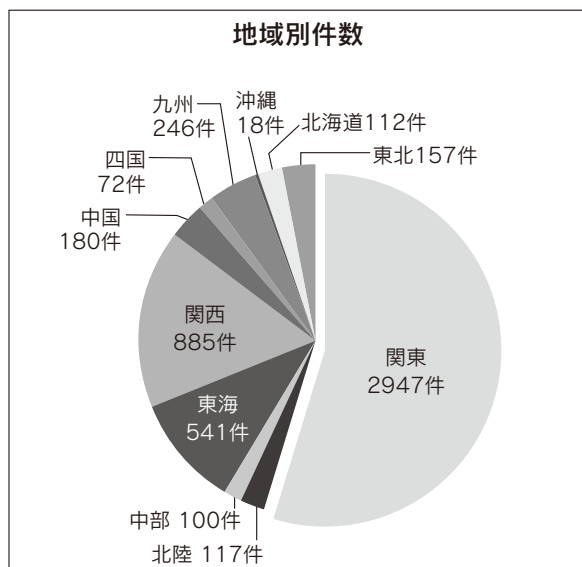
○寄附の目的

内 容	金 額	件 数
(1)教育・文化づくりに関する事業	33,173,000	1,235
(2)健康・福祉づくりに関する事業	20,197,000	587
(3)自然・生活環境づくりに関する事業	19,180,100	790
(4)農業・産業振興づくりに関する事業	17,501,000	938
(5)その他、目的を達成するために村長が必要と認めた事業	77,891,056	1,825
合 計	167,942,156	5,375

○月別寄附数



○地域別寄附数



昭和村ふるさと納税の変更について

昭和村では、平成29年4月1日付け 総務省からの通達を遵守して、平成29年6月1日より、ふるさと納税の特産品返礼事業を次のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

(変更点)

- 寄附はできますが、村民の方への返礼品は送れなくなります。
- 現在の返礼品は、5月18日までの申込となります。
- 感謝券の発行は、5月18日申込までとなります。(有効期限は1年間)
- 6月1日より、通達を遵守した特産品返礼事業を継続いたします。

※ふるさと納税に関する質問及び、返礼品事業への参加申込は、総務課財政係までご連絡ください。

昭和村役場 総務課財政係 ☎0278-24-5111